

1 雪対策審議会の概要

雪対策の推進に関する基本的な計画その他重要な事項について調査審議するため、旭川市雪対策審議会条例に基づき令和2年度から設置され、委員の任期及び人数、構成は下記のとおりである。

前委員の任期では、令和5年9月に制定された旭川市雪対策基本条例の素案のほか、雪対策基本計画の各施策を推進するための取組目標を定めた同計画アクションプログラム（実行計画）の進捗管理、持続可能な除排雪体制の確保に向けた雪対策の取組等について審議を実施したところ。

今委員の任期においては、上記アクションプログラムの改定に向けた審議及び改定後の進捗管理を行うとともに、令和9年度で計画期間終了を迎える雪対策基本計画の見直しについて着手する予定である。

○任期 委嘱の日（令和6年12月16日以降）から2年間

○人数 15人

学識経験者	旭川市立大学 寒地土木研究所 北海道立総合研究機構建築研究本部
関係行政機関の職員	北海道警察旭川方面本部交通課
市長が適当と認めた者	旭川市総合除雪連絡協議会 旭川市社会福祉協議会 旭川除排雪業者ネットワーク協議会 旭川地区バス協会 旭川地区トラック協会 旭川地区ハイヤー協会 旭川市市民委員会連絡協議会 旭川市PTA連合会
公募委員	3人

○報酬 会議1回の出席につき日額7,700円（所得税等を源泉徴収）
旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、出席者本人に支給

○旅費 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給（市内交通費は報酬に含む）

2 スケジュール(予定)

